

警察における取調べの録音・録画の試行の検証結果（概要）

1 経緯

平成20年9月 警視庁を始めとする5都府県警察において先行試行を開始
平成21年3月 先行試行に係る検証結果を公表
平成21年4月 全国都道府県警察において試行を開始

2 試行目的

裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策の検討

3 試行の実施状況等（平成21年4月から平成23年3月までの2年間）

(1) 実施要領

- 録音・録画は、捜査が一定程度進展した時点において、犯行の概略と核心部分について供述調書を作成する場合に実施
- 録音・録画により、供述調書の内容を被疑者に読み聞かせ、閲覧させ、署名押（指）印を求めている状況のほか、被疑者が任意に発言できる機会を設けた際の状況等も記録

(2) 実施件数

717件（被疑者632人）

(3) 罪種別件数

強盗殺人・致傷等231件（32.2%）、強姦致傷等131件（18.3%）、殺人等130件（18.1%）、現住建造物等放火等73件（10.2%）、通貨偽造等68件（9.5%）、強盗強姦等44件（6.1%）、傷害致死36件（5.0%）及びその他4件（0.6%）

(4) 被疑者が拒否した事例

14件

※ 理由：録音・録画されることに対する羞恥心や嫌悪感等

(5) 公判における録音・録画記録（DVD）の利用状況等

- 警察のDVDの証拠開示件数 174件

※ 平成23年3月末までの件数。うち13件は先行試行に係るDVD

- 公判における警察のDVDの証拠調べ 3件

※ このうち2件は先行試行に係るDVDで、裁判員裁判ではない通常の裁判において再生された事例。残りの1件は、検証対象期間後に裁判員裁判においてDVDが再生された事例。いずれも判決で捜査段階の自白の任意性等が認められた。

4 試行に従事した取調べ官（613人）の意見

(1) 試行による被疑者の心理に対する影響

- 録音・録画時に被疑者の態度が変化したとの回答・・・57.3%

※ 内容：「緊張していた」、「言葉遣いや態度が丁寧になった」、「言葉が少なくなった」等

○ 録音・録画時に被疑者の態度が変化しなかったとの回答・・・42.7%

(2) 試行による録音・録画の有効性に関する評価

○ 大きな又はある程度の効果はあるとの回答・・・97.1%

※ 理由：「被疑者が任意に供述していることが分かる」、「被疑者が供述調書の内容をしっかりと確認していることが分かる」、「取調べが適正に行われていることが分かる」等

○ 証拠価値は乏しいとの回答・・・2.9%

※ 理由：「自認直後や弁解録取時等、録音・録画を行う場面について、更に検討を要する」、「供述態度が不自然であった」等

(3) 試行による取調べの機能への影響に関する意見

○ 害されないと思うとの回答・・・65.8%

※ 理由：「被疑者との人間関係の構築や追及・説得の場面が録音・録画されていないので、取調べの機能は害されないと思う」等

○ 害されると思うとの回答・・・14.9%

※ 理由：「被疑者が率直な供述をできなくなる」、「取調べ官が必要な追及・説得ができなくなる」等

○ 分からないとの回答・・・19.2%

(4) 取調べの全過程を録音・録画することについての意見

○ そうするべきではないとの回答・・・90.9%

※ 理由：「被疑者との信頼関係の構築に支障が生じる」、「被疑者の真実の供述が得られなくなる」等

○ そうするべきであるとの回答・・・1.0%

※ 理由：「被疑者にとって不利益な場面が記録される」等

○ どちらでもよい又は分からないとの回答・・・8.1%

5 検証結果

○ 現在の試行による録音・録画は、裁判員裁判における自白の任意性の効果的・効率的な立証方策となり得る。

○ 現在の試行によっても、取調べの真相解明機能に影響を及ぼす場合があることから、十分な配慮が不可欠である。

○ いまだ実施件数は十分とは言えないことから、今後、より柔軟に多様な試行を積み重ねる必要がある。

6 今後の方針

裁判員裁判対象事件における自白の任意性の効果的・効率的な立証にはいかなる方策が有効であるかについて、より多角的な検証を行うとともに、取調べの録音・録画の今後の在り方に関する議論に有効な検討材料を提供するため、より柔軟に多様な試行を実施する。